

全建事発第 10 号

平成 24 年 5 月 9 日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
〔 公 印 省 略 〕

建設業法施行規則の一部を改正する省令等
に関する通知の送付について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年国土交通省令第 52 号）及び建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成 24 年国土交通省告示第 523 号）の交付に伴い、以下の通知が国土交通省より送付されてまいりました。

つきましては、貴会所属会員に対し周知のほどお願い申し上げます。

- (1) 建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行について
（平成 24 年 5 月 1 日国土建第 40 号）
- (2) 経営事項審査制度の改正に伴う留意事項について
（平成 24 年 5 月 1 日国土建第 51 号）
- (3) 経営事項審査の事務取扱いについて（平成 20 年 1 月 31 日付け国総建 269 号）の一部
を改正する通知
（平成 24 年 5 月 1 日国土建第 54 号）
- (4) 国土交通大臣が認定した子会社を外国に有する建設業者に係る経営事項審査の取扱い
（平成 24 年 5 月 1 日国土建第 56 号）
- (5) 施工体制台帳の作成等についての改正について
（平成 24 年 5 月 1 日国土建第 59 号）
- (6) 「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について
（平成 24 年 5 月 1 日国土建第 62 号）

以上
（事業部事業企画課 吉田）